







二 変更に係る発電用原子炉施設の概要  
三 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の届出を要する工事等)  
規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）とする。

(設計及び工事の計画の届出)  
**第十二条** 法第四十三条の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 一 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けた

ところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四建設の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

第十三条 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することをしない旨の指示をしたものについては、第九条第一項又は前条第一項の規定にかかるわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

第十四条 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二条第三項の規定にかかるわらず、添付することを要しない。

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一分な方法

一 構造・強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

四 使用前事業者検査を行うに当つては、あらかじめ検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

|  |
|--|
| <p>（使用前事業者検査の記録）</p> <p><b>第十四条の三</b> 使用前事業者検査の結果の記録<br/>は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 検査年月日</p> <p>二 検査の対象</p> <p>三 検査の方法</p> <p>四 検査の結果</p>  |
| <p>五 検査を行った者の氏名</p> <p>六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>七 検査の実施に係る組織</p> <p>八 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>九 検査記録の管理に関する事項</p> <p>十 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>十一 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用者が前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。</p> <p>（接続に係る使用前事業者検査を行った旨の表示）</p>  |
| <p><b>第十四条の四</b> 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十一年原子力規制委員会規則第十号。以下「<u>研究開発炉技術基準規則</u>」という。）第十七条第一項、第三十条又は第五十条第一項に規定する機器等、蒸気タービン又は補助ボイラー（以下この条において単に「機器等」という。）であつて、<u>研究開発炉技術基準規則第十七条第二項（研開炉技術基準規則第三十条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）</u>に規定する主要な耐圧部の接続部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該機器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該機器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。</p> <p>（使用前確認の申請）</p> <p><b>第十五条</b> 法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「<u>使用前確認</u>」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。<br/>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 申請に係る発電用原子炉施設の概要</p> <p>四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第一項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三</p> |

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者  
検査に係る工事の工程、期日及び場所  
六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始  
の予定期限

七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子  
炉本体を試験のために使用するとき又は発電  
用原子炉施設の一部が完成した場合であつて  
その完成した部分を使用しなければならない  
特別の理由があるときには、その使用  
の期間及び方法

八 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明す  
る書類を添付しなければならない。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理（改造又は  
修理の工事に関するものに限る）

三 第七十六条第一項の施設管理の重要度が高  
い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときがあつ  
ては、その理由を記載した書類

五 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を  
説明する書類の内容に変更があった場合には、  
速やかにその変更の内容を説明する書類を提出  
しなければならない。

六 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数  
は、正本一通とする。

第十六条 削除

（使用前確認を要しない場合）

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし  
書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次  
のとおりとする。ただし、廃止措置対象施設に  
ついては、第五号から第七号までに掲げる場合  
とする。

一 発電用原子炉施設を試験のために使用する  
場合であつて、その使用の期間及び方法につ  
いて原子力規制委員会の承認を受け、その承  
認を受けた期間内においてその承認を受けた  
方法により使用するとき。

二 削除

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合で  
あつて、その完成した部分を使用しなければ  
ならない特別の理由がある場合（第一号に掲  
げる場合を除く）において、その使用の期  
間及び方法について原子力規制委員会の承認  
を受け、その承認を受けた期間内においてそ  
の承認を受けた方法により使用するとき。

**第五章 制限工事の場合**

**第六条 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合**

**第七条 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合**

**第八条 前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。**

**第十九条から第二十条まで 削除**

**(使用前確認証)**

**第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。**

**第二十二条から第四十条まで 削除**

**(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)**

**第四十条の二 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第一百十条の二第二十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。**

**第四十一条から第五十条まで 削除**

**(定期事業者検査の実施時期)**

**第五十一条 定期事業者検査は、発電用原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期（判定期間が十四月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以後十三月を超えない時期に行うものとする。**

**第二項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該**

当しないものに限る。」が次条第一項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査（炉心の性能に係るものと除く。）を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものの他の機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時に技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

発電用原子炉施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあつては、発電用原子炉施設の使用時）における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

一 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号(発電用原子炉施設に付されてい る発電用原子炉の識別のための番号をいう。)

四 直近の定期事業者検査が終了した年月日

五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するための十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための十分な方法

3 前項に規定するものほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

4 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。) 第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

(定期事業者検査の記録)

**第五十三条** 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 十二 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。  
(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)  
(定期事業者検査の報告)

**第五十四条** 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十条の二第二十一条の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の規定)

**第五十五条** 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定期事業者検査（第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。

二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

三 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査を行ったのは遅延なく、前項第一号に掲げるときとする。

四 あつては検査開始予定日の一ヶ月前まで（第五

十二条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）、前項第二号に掲げたときには原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 発電用原子炉及び第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第七十六条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項。

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第七十六条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ハ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

八 発電用原子炉施設の点検及び検査（以下この号、第七十六条第一項第四号及び第一百八一条第一項第五号において「点検等」といいう。）の方法、実施頻度及び時期

二 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四 第五十二条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合に記載した書類

た場合には、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合は、第五十二条第三項各号に記載した書類を提出しなければならない。

6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

5 第五十六条及び第五十七条 削除

（電磁的方法による保存）

第五十八条 第十四条の三第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。第六十三条第一項及び第一百三十三条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十一第一項及び第四十三条の三の十六第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（運転計画）

第五十九条 法第四十三条の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の三月三十一日までに届け出るものとする。

3 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（同条第五項の規定により

縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後速やかに届けるものとする。

4 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

5 第三項の運転計画の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

6 第五十六条（合併及び分割の認可の申請）

第六十条 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

4 合併又は分割の方法及び条件

5 合併又は分割の理由

6 合併の時期

7 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に係る品質管理の必要性を記載した書類を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸收分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録貸借対照表及び損益計算書

3 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書

| 記録事項   | 記録すべき場合 | 保存期間 |
|--|---------|------|
| 一 発電用原子炉施設の施設管理（第七十六条第一項に規定する施設管理の実施の実施の状況及びその担当者の氏名）  | 記録すべき場合 | 保存期間 |
| 二 合併後存続する法人又は吸收分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録貸借対照表及び損益計算書 | 記録すべき場合 | 保存期間 |
| 三 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書  | 記録すべき場合 | 保存期間 |
| 四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の定款              | 記録すべき場合 | 保存期間 |
| 五 前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面   | 記録すべき場合 | 保存期間 |





4 第一項の表第五号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5 第一項の表第五号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ニからヘまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第五号リ及びス、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十三条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第六十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第六十五条から第七十二条まで (管理区域への立入制限等)

第七十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域により、発電用原子炉設置者は、管理区域の立入制限等を講じなければならない。

域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらに区域においてそれぞれ次に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、それぞれ次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

三 周辺監視区域については、それぞれ次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

2 前項の規定により、放射線業務従事者（女子については、妊娠の意思のない旨を不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限り）、をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができるものに該当する者でなければならぬ。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であることができる。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する原子力防災管理者であること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百八条第一項第五号及び第一百八条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百八条第一項第五号及び第一百八条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

五 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百八条第一項第五号及び第一百八条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百八条第一項第五号及び第一百八条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

一 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつて

は、一定期間  
ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行ふ観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日（第一百八条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合には、法第四十三条の三の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

九 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

第十 発電用原子炉設置の保全に関する措置

第十七条 削除

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

三 発電用原子炉の通常運転（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

四 発電用原子炉の通常運転に係る操作に関する事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内での運転するためには必要な事項を含む）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

五 発電用原子炉設置者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

六 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

七 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

八 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

九 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

十 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

十一 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

十二 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

十三 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

十四 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

十五 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

十六 発電用原子炉設置の保全に関する措置に定める事項（運転上の制限（保安規定期定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保

- イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災  
ロ 消防吏員への通報に関すること。  
(1) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。  
(2) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。  
ト 重大事故等

- 四 前号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

- 五 訓練運転を行ふ場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上こゝに記述すること。
- 六 運転員その他の従業者に守らせることが運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第一百二十九条第五号に掲げるとときを除く。

- 四 機能を維持するための活動を行ふために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡沫消火器、消防ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

- 五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを認めた後運転を行わせること。

- 六 運転員その他の従業者に守らせることが運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならぬ。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 七 試験運転を行ふ場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上こゝに記述すること。

- 八 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行ふ場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせるうこと。

- 九 (工場又は事業所において行われる運搬)

- 四 者が講ずべき措置（第五号の処置を除く。）に関する事項

- 五 警報の発報

- 六 実行されること。

- 七 実行されること。

- 八 実行されること。

- 九 実行されること。

- 十 実行されること。

- 十一 実行されること。

- 十二 実行されること。

- 十三 実行されること。

- 十四 実行されること。

- 十五 実行されること。

- 十六 実行されること。

- 十七 実行されること。

- 十八 実行されること。

- 十九 実行されること。

- 二十 実行されること。

- 二十一 実行されること。

- 二十二 実行されること。

- 二十三 実行されること。

- 二十四 実行されること。

- 二十五 実行されること。

- 二十六 実行されること。

- 二十七 実行されること。

- 二十八 実行されること。

- 二十九 実行されること。

- 三十 実行されること。

- 三十一 実行されること。

- 三十二 実行されること。

- 三十三 実行されること。

- 三十四 実行されること。

- 三十五 実行されること。

- 三十六 実行されること。

- 三十七 実行されること。

- 三十八 実行されること。

- 三十九 実行されること。

- 四十 実行されること。

- 四十一 実行されること。

- 四十二 実行されること。

- 四十三 実行されること。

- 四十四 実行されること。

- 四十五 実行されること。

- 四十六 実行されること。

- 四十七 実行されること。

- 四十八 実行されること。

- 四十九 実行されること。

- 五十 実行されること。

- 五十一 実行されること。

- 五十二 実行されること。

- 五十三 実行されること。

- 五十四 実行されること。

- 五十五 実行されること。

- 五十六 実行されること。

- 五十七 実行されること。

- 五十八 実行されること。

- 五十九 実行されること。

- 六十 実行されること。

- 六十一 実行されること。

- 六十二 実行されること。

- 六十三 実行されること。

- 六十四 実行されること。

- 六十五 実行されること。

- 六十六 実行されること。

- 六十七 実行されること。

- 六十八 実行されること。

- 六十九 実行されること。

- 七十 実行されること。

- 七十一 実行されること。

- 七十二 実行されること。

- 七十三 実行されること。

- 七十四 実行されること。

- 七十五 実行されること。

- 七十六 実行されること。

- 七十七 実行されること。

- 七十八 実行されること。

- 七十九 実行されること。

- 八十 実行されること。

- 八十一 実行されること。

- 八十二 実行されること。

- 八十三 実行されること。

- 八十四 実行されること。

- 八十五 実行されること。

- 八十六 実行されること。

- 八十七 実行されること。

- 八十八 実行されること。

- 八十九 実行されること。

- 九十 実行されること。

- 九十一 実行されること。

- 九十二 実行されること。

- 九十三 実行されること。

- 九十四 実行されること。

- 九十五 実行されること。

- 九十六 実行されること。

- 九十七 実行されること。

- 九十八 実行されること。

- 九十九 実行されること。

- 一百 実行されること。

- 一百一 実行されること。

- 一百二 実行されること。

- 一百三 実行されること。

- 一百四 実行されること。

- 一百五 実行されること。

- 一百六 実行されること。

- 一百七 実行されること。

- 一百八 実行されること。

- 一百九 実行されること。

- 一百二十 実行されること。

- 一百二十一 実行されること。

- 一百二十二 実行されること。

- 一百二十三 実行されること。

- 一百二十四 実行されること。

- 一百二十五 実行されること。

- 一百二十六 実行されること。

- 一百二十七 実行されること。

- 一百二十八 実行されること。

- 一百二十九 実行されること。

- 一百三十 実行されること。

- 一百三十一 実行されること。

- 一百三十二 実行されること。

- 一百三十三 実行されること。

- 一百三十四 実行されること。

- 一百三十五 実行されること。

- 一百三十六 実行されること。

- 一百三十七 実行されること。

- 一百三十八 実行されること。

- 一百三十九 実行されること。

- 一百四十 実行されること。

- 一百四十一 実行されること。

- 一百四十二 実行されること。

- 一百四十三 実行されること。

- 一百四十四 実行されること。

- 一百四十五 実行されること。

- 一百四十六 実行されること。

- 一百四十七 実行されること。

- 一百四十八 実行されること。

- 一百四十九 実行されること。

- 一百五十 実行されること。

- 一百五十一 実行されること。

- 一百五十二 実行されること。

- 一百五十三 実行されること。

- 一百五十四 実行されること。

- 一百五十五 実行されること。

- 一百五十六 実行されること。

- 一百五十七 実行されること。

- 一百五十八 実行されること。

- 一百五十九 実行されること。

- 一百六十 実行されること。

- 一百六十一 実行されること。

- 一百六十二 実行されること。

- 一百六十三 実行されること。

- 一百六十四 実行されること。

- 一百六十五 実行されること。

- 一百六十六 実行されること。

- 一百六十七 実行されること。

- 一百六十八 実行されること。

- 一百六十九 実行されること。

- 一百七十 実行されること。

- 一百七十一 実行されること。

- 一百七十二 実行されること。

- 一百七十三 実行されること。

- 一百七十四 実行されること。

- 一百七十五 実行されること。

- 一百七十六 実行されること。

- 一百七十七 実行されること。

- 一百七十八 実行されること。

- 一百七十九 実行されること。

- 一百八十 実行されること。

- 一百八十一 実行されること。

- 一百八十二 実行されること。

- 一百八十三 実行されること。

- 一百八十四 実行されること。

- 一百八十五 実行されること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七インチメートル以上となるものであること。  
ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬機器の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十倍の一を超えないようする。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないようを行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を行なわせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適切な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉設置を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

三 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行なうこと。

二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上（貯蔵）

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行なうこと。

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようを行うこと。

六 第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉設置を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

一 使用済燃料の貯蔵事業者は、発電用原子炉設置した工場又は事業所の外において行なわれる使用済燃料の貯蔵に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

二 使用済燃料の貯蔵事業者に使用済燃料の貯蔵を委託すること。

三 前号の貯蔵を委託された使用済燃料については、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使

用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。

四 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十一号までの規定は、管轄区域内において行うべき事項については、適用しない。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 放射線障害防止の効果を持つた廢液槽に液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

七 放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

八 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

九 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

一〇 放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設において焼却すること。

一一 排水施設によつて排出すること。

一二 放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

一三 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行なわせるとともに、廃棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

一四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

一五 放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

一六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

一七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

一八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

一九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二〇 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

二九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三〇 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四〇 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五六 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五七 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五八 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五九 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五一 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五三 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五四 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

四五五 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸收できる材料で当該容器を包むこと。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十二条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

二 当該保管廃棄施設には、その目につきや二の場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十三 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げないずれかの方法により廃棄すること。

四 口 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

五 口 前号に規定する例によること。

十四 第十二号口に規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

第 八 十 六 条 法第四十三条の三の二十一第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

| 第八十六条   | 法第四十三条の三の二十一第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。 |
|---|--|
| 一 照射されていない次に掲げる物質   | イ ブルトニウム（ブルトニウム二三八）の同項目並びにこれららの物質の二又は二以上を含む物質で、ウラン二三三の量が五百グラムを超えるもの                  |
| 二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの                   | 二、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超えるもの                        |
| 三 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。） | 三、ウラン二三五のウラン二三五及びウラン五の量が五キログラム以上のもの  |
| 四 照射されていない次に掲げる物質   | ハ、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの                        |
| 五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。）  | 五、ウラン二三五のウラン二三五及びウラン五の量が五キログラム以上のもの  |
| 六 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。）  | 六、ウラン二三三の量が五百グラムを超えるもの   |
| 七 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。）  | 七、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの                        |
| 八 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。）  | 八、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えるもの                        |
| 九 照射された前号に掲げる物質   | 九、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラム未満のもの                         |

第八十六条 法第四十三条の三の二十一第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

| 第八十六条  | 法第四十三条の三の二十一第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。 |
|--|--|
| 一 照射された前号に掲げる物質  | イ ブルトニウム（ブルトニウム二三八）の同項目並びにこれららの物質の二又は二以上を含む物質で、ウラン二三三の量が五百グラムを超えるもの                  |
| 二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの                  | 二、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超えるもの                        |
| 三 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。） | 三、ウラン二三五のウラン二三五及びウラン五の量が五キログラム以上のもの  |
| 四 照射されていない次に掲げる物質  | ハ、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの                        |
| 五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。） | 五、ウラン二三五のウラン二三五及びウラン五の量が五キログラム以上のもの  |
| 六 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。） | 六、ウラン二三三の量が五百グラムを超えるもの   |
| 七 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十一号に掲げるものを除く。） | 七、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの                        |
| 八 照射された前号に掲げる物質  | 八、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えるもの                        |
| 九 照射された前号に掲げる物質  | 九、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラム未満のもの                         |

第八十六条 法第四十三条の三の二十一第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

| 第八十六条  | 法第四十三条の三の二十一第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。                   |
|--|--|
| 一 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。                            | 一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域をガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。） |
| 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。                            | 二 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）                   |
| 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入り制限区域」という。）を定め、当該立入り制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。 | 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入り制限区域」とい   |
| 四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料設置すること。  | 四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への人の侵入を監視するための装   |





り得る者の指定の日から起算して五年以内にすること。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。  
証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに當時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(3) (2) 第十四号口に規定する区域  
第十六号ハに規定する区域

卷之三

見  
所

さめうら

別名号の

七

行う

卷之三

掲げる

(第五)

第十八号

二第一

三  
十  
号

同上第

該防護區

限区域

第五

一  
域又は

六

該立力

文  
化  
び  
立  
入

辺防護

沙謨圖

のま

邊防護

防護

の措置に

の措置は」とあるのは「第一項の表第  
辺防護区域内又は立入制限区域内」と  
は「防護区域内」と、同項第二十九号中

七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号に掲げる物質のうち照射された同表第八号及び二に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。

ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡回させること。

（保安規定）

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

（保安規定）

第六十八条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第一号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）

三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）

五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

八 発電用原子炉施設の運転及び管理を行なう者に対する保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3) 放射線管理に関する事項。

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事項。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

九 その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項

十 発電用原子炉施設の運転に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関する事項。

ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

九 異状があつた場合の措置に関すること  
(第十五号に掲げるものを除く。)

二 発電用原子炉の運転期間に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

十五 非常の場合に講すべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故障害等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)。

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報について他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項

法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。(ことを含む)。

二 品質マネジメントシステムに関するること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するることを含む)。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む)。

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。

五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること(燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く)。

六 イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む)に関すること。

ロ 保安教育の内容に関するであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。

(4) 放射線管理に関する事項。

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項

八 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関する事項(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く)。

九 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する事項

九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受扱い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百二十九条各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百二十九条各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にに関することを含む。）。

二十 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十二 廃止措置の管理に関すること。

二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項

前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)  
第八十九条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請  
請書の記載については、次の各号によるものとする。  
一 令第二十条の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。  
二 令第二十条の五第六号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。  
三 令第二十条の五第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。  
四 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。  
五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。  
六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。  
七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。  
八 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書  
二 発電用原子炉の運転の開始の予定期限を記載した書類  
三 発電用原子炉の運転の開始の予定期限を記載した書類

五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 法人につては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

1 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第二項 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

**第九十一条** 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

|   |
|---|
| 一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む）に関すること。  |
| 二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。  |
| 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。  |
| 四 防護区域（第八十六条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所においては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。 |
| 五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。  |
| 六 特定核燃料物質の管理に関すること。   |
| 七 防護区域内防護対象枢要設備及び防護区域外防護対象枢要設備の防護に関すること。  |
| 八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。   |
| 九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。   |
| 十 情報システムセキュリティ計画に関すること。   |
| 十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。  |
| 十二 非常の場合の対応に関すること。  |
| 十三 連絡体制の整備に関すること。   |
| 十四 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。  |
| 十五 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。   |
| 十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。  |
| 十七 妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置に関すること（第八十六条第二項第一号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。                             |
| 十八 特定核燃料物質の防護のための定期的評価及び改善に関すること。   |
| 十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。   |
| 二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項   |

|   |   |
|---|---|
| （評価の結果等の届出）   | 2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第十九号の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。             |
| 第九十三条 法第四十三条の三の二十八第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。                                       | 第九十二条 削除  |
| 第九十三条 法第四十三条の三の二十八第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所においては、防護区域及び周辺防護区域（次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。 | 第九十三条 法第四十三条の三の二十八第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所においては、防護区域及び周辺防護区域（次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。 |
| 第九十四条 法第四十三条の三の二十八第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。                                       | 第九十四条 法第四十三条の三の二十八第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。                                       |
| （届出事項）  | 2 前項の提出部数は、正本一通とする。   |

|  |  |
|--|--|
| （届出事項）   | 2 前項の提出部数は、正本一通とする。  |
| 第九十四条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。  | 第九十四条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。  |
| 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  | 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  |
| 二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地   | 二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地   |
| （評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）  | （評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）  |
| 第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方  | 第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方  |
| 一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することのできる地位にある者であること。  | 一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することのできる地位にある者であること。  |
| 二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。   | 二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。   |
| 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。   | 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。   |
| （安全性の向上のための評価の実施）  | （安全性の向上のための評価の実施）  |
| 第九十四条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。  | 第九十四条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。  |
| （安全性向上のための評価の実施時期）   | （安全性向上のための評価の実施時期）   |
| 第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。 | 第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。 |

|  |  |
|--|--|
| （評価の結果等の公表）  | 上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。利用その他の適切な方法により行うものとする。 |
| 第九十四条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。       | 第九十四条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。                   |
| （特定機器の種類）  | （特定機器の種類）  |
| 第九十五条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。   | 第九十五条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。   |
| 一 第三条第一項第二号リ（3）の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置（プロワ）を要しないものに限る。（以下同じ。）                                | 一 第三条第一項第二号リ（3）の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置（プロワ）を要しないものに限る。（以下同じ。）  |
| 二 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備   | 二 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備   |
| 三 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備   | 三 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備   |
| 四 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、無停電電源装置   | 四 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、無停電電源装置   |
| 五 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備   | 五 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備   |
| 六 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備   | 六 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備   |
| （型式証明の申請）  | （型式証明の申請）  |
| 第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 | 第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。             |
| 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  | 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  |
| 二 特定機器の種類  | 二 特定機器の種類  |
| 三 特定機器の名称及び型式  | 三 特定機器の名称及び型式  |
| 四 特定機器の構造及び設備  | 四 特定機器の構造及び設備  |
| 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件                     | 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件                                 |
| 六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  | 六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  |
| 二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書  | 二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書  |
| 三 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三第十一条の規定により特定機器の型式の設計に  | 三 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三第十一条の規定により特定機器の型式の設計に  |



|  |   |
|--|---|
| 三 特定機器の名称及び型式                                      | 四 型式設計特定機器を使用することができる                       |
| 六 主たる製造工場の名称及び所在地                                  | 発電用原子炉施設の範囲又は条件                             |
| 五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名               | が、第二条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。 |
| 3 原子力規制委員会は、第一百四条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。 | (長期施設管理計画の認可の申請)                            |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 八 経年劣化に関する技術的な評価に関する事項 | 六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片(研開炉技術基準規則第二十一条に規定する監視試験片)を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験(以下「第百八条の四第一項第六号において「監視試験」という。)に関する措置を含む)。  |
| 九 第百八条第一項各号に掲げる事項      | 七 技術の旧式化(科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう)。その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置   |
| 一 発電用原子炉の名称            | 八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標   |
| 二 長期施設管理計画の期間          | 九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステムの内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第二項第三号において「同様」及び「同じ」といふ。及び劣化点検(通常点検以外の点検又は検査であつて、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第二項第五号及び第二項第六号、第七号及び第九号の事項において同じ。)の方法及びその結果 |

|  |  |
|--|--|
| 三 特別点検(通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるもの)の方法及びその結果 | 三 当該申請書に記載する前条第一項第四号の実施に関する基本的な方針及び目標  |
| 四 第百八条第一項各号に掲げる事項  | 四 第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。  |
| 五 第百八条第一項第五号ハ(1)の評価期間  | 五 第百八条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。                            |
| 六 第百八条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。  | 六 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかるらず、同項各号に規定する申請書の記載事項の認可を受けようとする場合について準用する |

|   |  |
|---|--|
| 七 第百八条第一項第六号から算して四十年を超える期間が含まれない場合には、前項第五号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合において、前項第二号に掲げる書類のうち、第一項第五号に掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ前項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。 | 七 第百八条第一項第六号から算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。)を用いて準用する同条第二項第二号に掲げる書類のうち、同条第一項第五号に掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。   |
| 八 第一百八条第一項各号に掲げる事項  | 八 第一百八条第一項各号に掲げる事項には、第百八条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び前項第五号に掲げる事項に関する説明書(変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。)を添付しなければならない。   |
| 九 第百八条第一項各号に掲げる事項   | 九 第百八条第一項各号に掲げる事項のうち、同項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。の始期から開始日から起算して六十年を超えて、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画(当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。)について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。 |
| 一 発電用原子炉の名称   | 一 当該申請書に記載する前条第一項第四号の実施に関する基本的な方針及び目標  |
| 二 長期施設管理計画の期間   | 二 当該申請書に記載する前条第一項第四号の実施に関する基本的な方針及び目標  |
| 三 特別点検(通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるもの)の方法及びその結果  | 三 第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。  |
| 四 第百八条第一項各号に掲げる事項   | 四 第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。  |
| 五 第百八条第一項第五号ハ(1)の評価期間   | 五 第百八条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。  |
| 六 第百八条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。   | 六 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかるらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち、同項第五号に掲げる事項の記載を省略することができる。  |

前項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであつて、法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

#### 五百八条の五 法第四十三条の三の三十二第四項

は、次に掲げる変更とする。

一 第百八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更

二 第百八条第一項第四号に掲げる長期施設管理計画の期間を短縮することとなる当該期間の始期又は終期（終期を延期するものを除く。）であつて、当該変更に係る劣化評価が必要であることが明らかなるもの

三 第百八条第一項第五号に掲げる劣化評価の方法に係る軽微な変更であつて、劣化評価の結果に影響がないことが明らかなるもの

四 第百八条第一項第六号又は第七号に掲げる措置に係る軽微な変更であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかなるもの

五 第百八条第一項第九号に掲げる品質マネジメントシステムの変更（法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の変更の認可を受けたところによるものに限る。）

六 法第四十三条の三の三十二第七項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらが受けた長期施設管理計画について前項各号の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

#### 二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

#### 四 変更の内容

五 変更の理由

三 第一項第二号から第五号までに掲げる変更について前項の届出をしようとするときは、その届出書には、当該変更に係る説明書を添付しなければならない。

四 発電用原子炉設置者が、法第四十三条の三の八第三項の規定による法第四十三条の三の五第二項第一号又は第四号（工場又は事業所の名称に係る部分に限る。）に掲げる事項の変更に係る届出をしたときは、それぞれ法第四十三条の三の三十二第七項の規定による第一項第一号に掲げる事項のうち第百八条第一項第一号又は第二号（工場又は事業所の名称に限る。）に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

（劣化評価）

三 第百八条の六 法第四十三条の三の三十二第五項

に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、長期施設管理計画に記載された事項のうち

一 第百八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項であつて、当該事項の変更がそれぞれ前

条第一項第二号又は第三号に掲げる変更に該当しないこととなるもの

二 第百八条第一項第六号に掲げる事項であつて、当該事項の変更が発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な

事項を変更することとなるもの

三 第百八条第一項第七号から第九号までに掲げる事項であつて、当該事項の変更が劣化評価の方法又はその結果に影響がないことが明らかなもの

四 第百八条第一項第五号の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げるところ

により、同項の規定による劣化評価を実施しなければならない。

一 発電用原子炉施設の使用の履歴及び施設管

理の状況に基づき、最新の科学的及び技術的

実施したことと/or、通常点検及び劣化点検の結果（特別点検を

地震、津波その他の自然現象により受けた影響を考慮して発電用原子炉施設の劣化の状況を把握すること。

四 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の状況に基づき、その特性に応じた評価対象機器等を選定し、最新の科学的及び技術的な知識を見踏まえて経年劣化に関する技術的な評価の方法を定めること。

法第四十三条の三の三十二第五項の規定による劣化評価を実施するため追加点検（二回目以降の特別点検をいう。以下この条において同じ。）を実施しようとする者は、あらかじめ、申請により、その実施しようとする追加点検が前回の特別点検（既に追加点検を実施したこと）がある場合は、特別点検及び前回までの追加点検の結果を踏まえた適切かつ十分なものであるかどうかの原子力規制委員会の確認を受けることができる。

前項の確認を受けようとする者は、その実施しようとする追加点検の実施時期、実施方法その他重要な事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

前項の確認を受けようとする者は、その実施しようとする追加点検の全部又は一部に着手したときは、当該追加点検の全部又は一部に係る第三項の確認を受けるまでの間に前項の申請書に記載された追加点検の全部又は一部に着手したときの確認を申請した者が当該申請に係る第三項の確認については、申請の取下げがあつたものとみなす。

（廃止措置実施方針に定める事項）

三 第百十一条 法第四十三条の三の三十三第一項

の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごと十二条第一項に規定する放射線管理録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

子力規制委員会規則で定める廃止措置は、発電用原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十二条第一項に規定する放射線管理録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

三 第百十二条 法第四十三条の三の三十三第一項

の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 工場又は事業所の名称及び所在地

二 原子炉の名称

三 廃止措置の対象となる施設及びその解体の方法

四 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第一百十一条及び第二百二十二条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

（長期施設管理計画の認可の基準）

二 原子力規制委員会は、追加点検の適確な実施

号の原子力規制委員会規則で定める基準は、劣化評価の方法が前条第二項各号に適合するものであることとする。

管理計画の期間において、当該期間における運転に伴い生じる劣化を考慮した上で発電用原子炉施設が開炉技術基準規則に定める基準に適合することとする。

子力規制委員会規則で定める廃止措置は、発電用原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十二条第一項に規定する放射線管理録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

三 第百十三条 法第四十三条の三の三十二第六項

の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごと十二条第一項に規定する放射線管理録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

三 第百十四条 法第四十三条の三の三十二第六項

の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 原子炉の名称

二 廃止措置の対象となる施設及びその解体の方法

三 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第一百十一条及び第二百二十二条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

（長期施設管理計画の認可の基準）

二 原子力規制委員会が必要と認める特別点検を

を原子力規制委員会が必要と認める特別点検を

実施したことと/or、通常点検及び劣化点検の結果（特別点検を

を原子力規制委員会が必要と認める特別点検を

実施したことと/or、通常点検及び劣化点検の結果（特別点検を

を原子力規制委員会が必要と認める特別点検を

を原子力規制委員会が必要と認める特別点検を

を原子力規制委員会が必要と認める特別点検を

を原子力規制委員会が必要と認める特別点検を

見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。)

(廃止措置実施方針の公表)  
第一項  
第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

(廃止措置実施方針の見直し)

発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(廃止措置計画の認可の申請)

法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 工場又は事業所の名称及び所在地  
三 発電用原子炉の名称

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 性能維持施設

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びにその内容

八 核燃料物質の管理及び譲渡し  
九 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十一 廃止措置計画の認可の申請

法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書きの規定による廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 工場又は事業所の名称及び所在地  
三 発電用原子炉の名称

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 性能維持施設

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びにその内容

八 核燃料物質の管理及び譲渡し  
九 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十一 廃止措置計画の認可の申請

法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定による廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 工場又は事業所の名称及び所在地  
三 発電用原子炉の名称

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書  
五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方  
六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書  
七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書  
八 廃止措置の実施体制に関する説明書  
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十一 廃止措置計画の認可の基準

十二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会は、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第一項の申請書には、正本及び写し各一通とする。

（廃止措置の終了確認の基準）

第一項の申請書には、正本及び写し各一通とする。

（廃止措置の終了確認証）

第一項の申請書には、正本及び写し各一通とする。

二 二条の六第三項の認可の申請をする場合について  
工場又は事業所の名称及び所在地  
三 発電用原子炉の名称  
四 発電用原子炉設置の敷地  
五 核燃料物質による汚染の除去の実施状況  
六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況  
七 核燃料物質による汚染の分布状況  
八 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。  
九 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。  
十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十一 廃止措置計画の認可の申請

十二 廃止措置に係る品目マネジメントシステム

十三 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。  
一 既に燃料体が炉心等から取り出されていること  
二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図  
三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する規定書

十四 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。  
一 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十五 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。  
一 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十六 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。  
一 既に燃料体が炉心等から取り出されていること  
二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図  
三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する規定書



の境界における水中の放射性物質の濃度が第  
八十五条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ  
れた物（以下この条において「核燃料物質  
等」という。）が管理区域外で漏えいしたと  
き。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事  
態が生じたことにより、核燃料物質等が管理  
区域内で漏えいしたこと。（漏えいに係る場所につ  
いて人の立入制限、鍵の管理等の措置を新た  
に講じたとき又は漏えいした物が管理区域外  
に広がつたときを除く。）を除く。

口 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合  
において、漏えいした場所に係る換気設備  
の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微  
量のときその他漏えいの程度が軽微など  
しなかつたとき。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該  
漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏  
えいの拡大を防止するための堰の外に拡大  
しないとき。

ロ 漏えいした液体状の核燃料物質等が當該  
漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏  
えいの拡大を防止するための堰の外に拡大  
しないとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微  
量のときその他漏えいの程度が軽微など  
しなかつたとき。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の  
事態が生じたことにより、管理区域に立ち入  
る者について被ばくがあつたときであつて、  
当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事  
者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務  
従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベ  
ルトを超えるとき。

十二 放射線業務従事者について第七十四条第  
一項第一号の線量限度を超える又は超えるお  
それのある被ばくがあつたとき。

十三挿入若しくは引抜きの操作を行つて  
いない制御棒が当初の管理位置（保安規定に  
基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒  
の操作に係る文書において、制御棒を管理す  
るために一定の間隔に基づいて設定し、表示  
することとされている制御棒の位置をいう。  
以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若  
しくは当該他の管理位置を通過して動作した  
とき。ただし、燃料体が炉心に装荷されてい  
ないときを除く。

### （危険時の措置）

第一百三十条 法第六十四条第一項の規定により、  
発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置  
を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設に火災が起り、又は発  
電用原子炉施設に延焼するおそれがある場  
には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、  
直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場  
合には、必要に応じてこれを安全な場所に移  
し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要があ  
る場合には、発電用原子炉施設の内部にいる  
者及び付近にいる者に避難するよう警告する  
こと。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、  
速やかに、その広がりの防止及び汚染の除去  
を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれの  
ある者がいる場合には、速やかに救出し、避  
難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な  
措置を講ずること。

### （報告の微収）

第一百三十二条 発電用原子炉設置者は、工場又は  
事業所ごとに様式第一による報告書を、气体状  
及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物  
質の種類別の年間放出量、固体状の放射性廃棄  
物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線  
業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆  
の実効線量の評価に係るものにあつては毎年四  
月一日からその翌年の三月三十一日までの期間  
について、その他のものにあつては毎年四月一  
日から九月三十日までの期間及び十月一日から  
その翌年の三月三十一日までの期間について作  
成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内  
に原子力規制委員会に提出しなければならない  
い。

二 前項の報告書の提出部数は、正本一通とす  
る。（届出書の提出部数）

（届出書の提出部数）

第一百三十三条 法第四十三条の三の八第三項、第  
四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の  
十九第二項の規定による届出書の提出部数は、  
正本一通とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第一百三十三条 次の各号に掲げる書類の提出につ  
いては、当該書類の提出に代えて、当該書類に  
は、又は発生するおそれがあるとき。

記載すべきこととされている事項を記録した電  
磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作ら  
れる記録であつて、電子計算機による情報処理  
の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体  
をいう。様式第三において同じ。）及び様式第  
二の電磁的記録媒体提出票を提出することによ  
り行うことができる。

一 第五十九条第一項又は第三項の運転計画  
（平成十一条第一項の申請書、同条第二項第二  
号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計  
算書並びに同項第三号に掲げる説明書）

二 第六十一条第一項の申請書、同条第二項第二  
号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計  
算書並びに同項第三号に掲げる説明書

三 第九十条第三項の届出書（平成十一条第一項の申請書  
第九十三条第二項の届出書）

四 第九十二条第一項の申請書（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平  
成十三年一月六日）から施行する。

五 第百三十二条第一項の報告書（平成  
一二年一二月二六日総理府令第一五一号）

六 第百三十二条第一項の報告書（平成  
一四年一月三〇日経済産業省令第一八号）

七 第百三十二条第一項の報告書（平成  
一五年三月六日経済産業省令第一六号）

八 第百三十二条第一項の報告書（平成  
一五年三月一七日経済産業省令第二二号）

九 第百三十二条第一項の報告書（平成  
一五年三月三一日経済産業省令第四三号）抄

一 この省令は、平成十四年一月三十一日から施  
行する。ただし、第五十五条の次に一条を加え  
る改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部  
分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行  
する。

二 この省令は、平成十四年一月三十一日から施  
行する。ただし、第五十五条の次に一条を加え  
る改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部  
分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行  
する。

三 この省令は、平成十四年一月三十一日から施  
行する。ただし、第五十五条の次に一条を加え  
る改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部  
分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行  
する。

四 この省令は、平成十五年三月三一日経済産業  
省令第一〇六号

一 この省令は、平成十五年三月三一日経済産業  
省令第一〇九号

二 この省令は、平成十五年三月三一日経済産業  
省令第一〇九号

三 この省令は、平成十五年三月三一日経済産業  
省令第一〇九号

四 この省令は、平成十五年三月三一日経済産業  
省令第一〇九号

五 この省令は、平成十五年三月三一日経済産業  
省令第一〇九号

六 この省令は、平成十五年三月三一日経済産業  
省令第一〇九号

この省令は、平成十五年十月一日から施行す  
る。

附 則 （平成一五年九月二四日経済産業  
省令第一一〇号）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施  
行する。

第二条 この省令の施行の際現に法律第三十七条  
第一項の規定により保安規定の認可を受けてい  
る者は、平成十五年十二月三十一日までに同項  
に規定する保安規定の変更の認可を申請しなけ  
ればならない。

第三条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第四条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第五条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第六条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第七条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第八条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第九条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十一条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十二条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十三条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十四条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十五条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十六条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十七条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

第十八条 この省令による保安規定の変更の認可を申  
請した者については、当該申請に係る認可又は  
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正  
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な  
ればならない。

4 い。この省令の公布の際現に法第四十三条の二第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十八年二月二十八日までに、この省令による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第四十一条第一項の規定の例により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成一八年一二月二六日経済産業省令第一一九号）

（施行期日）

この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年一月一日）から施行する。

附 則（平成一九年六月一五日経済産業省令第五五号）

（施行期日）

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第二十六条の二の五の改正規定、第二十六条の二の七の次に一条を加える改正規定及び第三十六条の改正規定は、平成十九年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十九年九月三十日までに、第三十六条の改正規定（同条第一項第十六号中「関する」と）の下に「（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む。）」を加える部分を除く。による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けた場合は、この限りでない。

は、平成十九年十一月三十日までに、第三十六条の改正規定（同条第一項第十六号中「関する」とこと」の下に「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む。」）を加える部分に限る。による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

1 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。  
2 (経過措置)  
この省令の施行の日前にこの省令による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十六条の二の規定により定められた品質保証計画は、この省令による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則

**(経過措置)**

**第二条** この省令の施行の際現にこの省令第一条の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十二年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（以下「新製鍊規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日の

（施行期日）  
1 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第二十六条の二の五の改正規定、第二十六条の二の七の次に一条を加える改正規定及び第三十六条の改正規定は、平成十九年十二月十四日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十九年九月三十日までに、第三十六条の改正規定（同条第一項第十六号中「関する」と）の下に「（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む。）」を加える部分を除く。による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置・運転等に関する規則第三十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者の規定により保安規定の認可を受けている者

（施行期日）  
この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。  
（経過措置）  
この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けてい る者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二〇年八月一九日経済産業省令第六一号）

附 則 (平成二〇年一二月一八日経済産業省令第八七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 この省令の公布の際現に規制法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は(同法第四十三条の三の二第二項の認可を受けている者に限る。)は、平成二十一年三月二日までに、この省令第八条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
省令第一八号)  
附 則 (平成二一年三月三一日経済産業  
(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

れた物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三条第五項の規定に基づき指定を受ける者、この省令第六条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第二十七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第五項の規定に基づき指定を受けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受けている者について準用する。

附 則（平成二二年一月一八日経済産業省令第五七号）

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

2 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。  
3 (経過措置)  
この省令の施行の日前にこの省令による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十六条の二の規定により定められた品質保証計画は、この省令による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「新規則」という。)第二十六条の二第一項の規定により定められた品質保証計画とみなす。  
この省令の公布の際に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けていいる者は、平成二十年十月三十一日までに、新規則第三十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
附 則(平成二十一年一二月一日前経済産業省令第八二号)  
この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。  
附 則(平成二十一年一二月一八日前経済産業省令第八七号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
**第二条**  
この省令の公布の際に規制法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は(同法第四十三条の三の二第二項の認可を受けている者に限る。)は、平成二十一年三月二日までに、この省令第八条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
附 則(平成二十一年三月三一日経済産業省令第一八号)  
(施行期日)

**第二条** この省令の施行の際現にこの省令第一條の規定による改正前の核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（以下「新製鍊規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製鍊規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。



第六十九号。以下「原子力保安省令」という。第三十二条第四項、第二十七条第四項、第三十四条又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電工作物（旧電気事業法第六条第一項に規定する原子力発電工作物をいう。以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新実用炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項、第三十三条第四項又は第五十一条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

この規則の施行前に原子力保安省令第二十条第四項、第二十七条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設である原子力発電工作物に係る連絡は、それぞれ新研開炉規則第九条第四項、第二十八条第四項又は第四十七条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

新実用炉規則第三十一条第三項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査を受けるべき燃料体（同条第一項に規定する燃料体をいう。）に係る燃料材（新実用炉規則第三条第一項第二号ハ（2）（イ）に規定する燃料材をいう。）の成形加工を平成十五年十月一日前に開始しているものに関する新実用炉規則第三十一号第三項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・ブレトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一ヶ月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一ヶ月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第六十九号。以下「原子力保安省令」という。第二十条第四項、第二十七条第四項、第三十二条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の五）第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。（以下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電工作物（旧電気事業法第百六条第三項に規定する原子力発電工作物をいう。（以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新実用炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項、第三十三条第四項又は第五十五条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

は、第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項の規定にかかるらず、同項の規定による検査をする必要を要しない。

**第七条** この規則の施行前に旧電気事業法第四十二条第一項又は第二項の規定により届け出られた保安規程（原子力保安省令第四条第三項各号に掲げる事項に関するものに限る。）は、新実用炉規則第四十六条第一項の規定により提出された同条第二項第三号から第五号までに掲げる書類とみなす。

**第八条** この規則の施行の際現に特定重要電気工作物（旧電気事業法第五十四条第一項に規定する特定重要電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである特定重要発電用原

炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する方針（同項の規定により旧発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第八十二条第二項の規定により策定された当該炉の発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第八十二条第二項の規定の適用については、同項の規定による各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「十年間」とすべきである。ただし、次項の規定による保安規定の変更による

係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二号並びに新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二三号の規定にかかわらず、なお從前の例による。

**第十二条** 保安規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）（以下「適用規則」と記す）に準拠する。

子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三）の五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設をいう。」がこの規則の施行後最初に受けるべき同項の検査に係る検査時期に関する新実用炉規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「施設定期検査」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一号の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十九号）第五十四条第一項の検査（以下「旧定期検査」という。）と、同項の表中「施設定期検査」とあるのは「旧定期検査」とする。

**第九条** 平成二十六年三月三十一日までの間は、新実用炉規則第四十八条第一項の表第三号下欄中「二十四ヶ月」とあるのは「十八月」と読み替えるものとする。

**第十一条** この規則の施行前に第八条の規定による改正前の実用炉用原子炉の設置、運営等に關するものとす。

4  
の認可の申請に係る認可は、認可の拒否の処分は、当該申請に係る既設発電用原子炉についての認可の申請においては、この限りでない。のあつた日以後においては、この限りでない。  
設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉を設置している者は、当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合であつて、当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合には、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までに新規制法第四十三条の三の三十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十五号に掲げる事項のうち当該既設発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての長期保守管理方針の変更に係るものに限る。）を申請しなければならない。

号、以下「実用炉設置許可基準規則」という。第八条及び第九条並びに第三章の規定又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成十五年原子力規制委員会規則第九号)以下「研究開炉設置許可基準規則」という。第八条及び第九条並びに第三章の規定に適合するため必要な事項の変更に係るものに限る)の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可(新規制第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号までに掲げる事項に係る十号まで又は新規制法第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号までに掲げる事項に係るものに限る)を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の変更の認可を申請するに当たる者は、当該申請をしたる場所の四か所を同一に記載する。

ウム混合化合物燃料材の成形加工に着手する「一ヶ月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する「一ヶ月前」とし、同表第一号の下欄中の「前項各号に掲げる書類」の場合はにおいて、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

**第六条** この規則の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了した原子炉容器等(第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する原子炉容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項の規定に該当するものを除く。以下同じ。)であつて輸入したもの以外のもの若しくはこの規則の施行前に輸入した原子炉容器等について

改正前の第2項(第2項の実用炉規則)は、「この規則による規制に関する方針とみなす。」と規定する規則(以下「旧実用炉規則」という。)第十一條の二第一項の規定により策定された旧発電用原子炉(設置法附則第十七條の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「第四号旧規制法」という。)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。(以下同じ。))に係る原子炉施設(第四号旧規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。以下同じ。)についての保守管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二条第一項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

この規則の施行前に旧実用炉規則第十一條の二第二項の規定により策定された旧発電用原子

**第十一條** この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法等四十三条の三の二十四第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第三十七号第一項の規定による認可を受けている者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年十月七日までに第四号新規制法第四十三条の二二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十二号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

記した併せて規定する事項について(当該口語にて)は、  
係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日まで  
の間は、原子力利用における安全対策の強化の  
ための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律等の一部を改正する法律の一部  
の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規  
制委員会関係規則の整備等に関する規則(令和二  
年原子力規制委員会規則第三号)による改正  
後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する  
規則第八十三条、第九十二条第一項第十六号及  
び第三項第十五号並びに第九十五条第一項及び  
第二項並びに原子力利用における安全対策の強  
化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉  
の規制に関する法律等の一部を改正する法律の  
一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に  
係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する



てその承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設は、第一条第一号の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第十七条第一項の規定にかかるわらず、その承認を受けた期間を満了する日又は平成三十一年三月三十一日のいずれか早い日までの間に限り、その承認を受けた方法によりなお使用することができる。

に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

る。この規則は令和元年七月一日から施行す。

## 員会規則第三号）抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

つては、施行日から十二月を超えない時期)に  
行うものとする。

この規則の施行の際に旧研開炉規則第十七条第三号の規定による原子力規制委員会の承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設（原子炉本体を除く。）は、新研開炉規則第十七条第一項第一号の規定にかわらず、平成三十年三月三十一日までの間に限り、試験のためにお使用することができる。

**規制委員会規則第一七号**  
**(施行期日)**

**第二条** この規則（別表第三に係る改正規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

• 10

委員會規則第六号

この規則は、公布の日から施行する。  
**附 則**  
(平成三十〇年八月二一日原原子力規  
制委員会規則第八号)

（施行期日）

11

経過措置

**第二条** 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄

|     |  |  |     |        |        |     |
|-----|--|--|-----|--------|--------|-----|
| 規則  | 核燃料物質の使用等に関する規則  | 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則  | 第一項 | 第七十七条  | 第十八条   | 別記様 |
| 則   | 核燃料物質の加工の事業に関する規則  | 核燃料物質の再処理の事業に関する規則   | 第一項 | 第十一条   | 第二十一条  | 式第一 |
| 則   | 核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則  | 核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則  | 第一項 | 第六条    | 第一百三十条 | 式第二 |
| 則   | 核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物第一種の事業に関する規則   | 核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物第一種の事業に関する規則   | 第一項 | 第二十二条  | 別記様    | 式第一 |
| 則   | 廃棄物埋設の事業に関する規則   | 廃棄物埋設の事業に関する規則   | 第一項 | 第四十条   | 第五条    | 式第五 |
| 則   | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則  | 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則  | 第一項 | 第一百三十条 | 別記様    | 式第一 |
| 則   | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則  | 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則  | 第一項 | 第四十八条  | 式第一    | 式第一 |
| 則   | 核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の第一種の事業に関する規則  | 核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の第一種の事業に関する規則  | 第一項 | 第九十一条  | 別記様    | 式第一 |
| 則   | 廃棄物埋設の事業に関する規則   | 廃棄物埋設の事業に関する規則   | 第一項 | 第二条    | 式第二    | 式第一 |
| 第三条 | 第一条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式による規則  | 第一条の規定による改正前の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式による規則  | 第一項 | 第四十九条  | 式第一    | 式第一 |
| 第四条 | この規則(附則第一条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、当該規定があつては、当該規定。以下この条において同じ。)の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。 | この規則(附則第一条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、当該規定があつては、当該規定。以下この条において同じ。)の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。 | 第一項 | 第五十条   | 式第一    | 式第一 |

**第一条** この規則は、原子力利用における安全全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）抄**

**第一条** この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**第三条** この規則の施行の際現に設置されている  
式会計用表類（右記表、右表、第1表、第2表、第3表）

試験研究用等原子炉施設（旧法第四十三条の三）の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査（以下

この条において単に「施設定期検査」という。

を受けたことがないものを除く。)であつて、旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査

(原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う  
関係規則の整備等に関する規則(平成二十五年

原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。

第十三条の規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術

基準に関する規則（昭和六十一年總理府令第十一号）の規定に係るものに限る。）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験」

2 日において施設定期検査を受けている場合にあ  
つては、施行日から十二月を超えない時期)に  
行うものとする。

この規則の施行の際現に設置されている試験  
研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条  
の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けて  
いるものについて、この規則の施行後最初に行  
うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日  
から十二月を超えない時期に行うものとする。

3 施行日の前日において施設定期検査を受けて  
いる試験研究用等原子炉施設(新規制基準適合  
試験研究用等原子炉施設を除く。)については、  
この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九  
条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとす  
る。

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の  
五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の  
施設定期検査を受けている加工施設、再処理施  
設又は廃棄物管理施設について、この規則の施  
行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、  
第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十  
第一項の検査は、施行後直ちに行うものとす  
る。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている  
発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及  
び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十  
二年政令第三百二十四号)第八条第四項におい  
て「令」という)第一条に規定する研究開発  
段階発電用原子炉(以下単に「研究開発段階発  
電用原子炉」という。)に係るものに限る。)で  
あつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の  
廃止措置計画の認可を受けているものについて、  
この規則の施行後最初に行うべき新法第四  
十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設  
定期検査(旧法第四十三条の三の十五の施設定  
期検査をいう。)が終了した日以降十三月を超  
えない時期に行うものとする。

第七条 施行日前に旧法第二十二条、第三十四  
条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第  
五十五条の十五又は第五十六条の二の規定によ  
り記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉  
規則第六条第一項、旧研開炉規則第六十二条第  
一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設

規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十一条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお從前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号口中「次の検査」とあるのは「この規則の施行までの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管

理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

**第八条** この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一項の十八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第七条の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研究開発規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第一条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかるらず、なお從前の例による。

**第十一条** この規則の施行の際現に旧法第二十二条第一項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第五十条の五第三項又は第

六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六、第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条、第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第八号並びに第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。)を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

|  |                              |                            |
|--|------------------------------|----------------------------|
| 第一<br>（施行期日）   | 附 則（令和五年九月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄 |                            |
|  |                              |                            |
| 第一条 この規則は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。 | 附 則（令和五年一二月四日原子力規制委員会規則第六号）  | 附 則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号） |
| この規則は、公布の日から施行する。  | 別表第一（第八条、第十二条、第十三条、第十七条関係）   | この規則は、公布の日から施行する。          |
| 事の種類   | 工事の認可を要するもの                  | 事の種類                       |
| 一工事の設置の工事  | 二工事の変更の工事                    | 三工事の増加の工事                  |
| （一）発電用原子炉の設置   | （二）発電用原子炉の增加の工事              | （一）発電用原子炉の增加の工事            |
| （二）発電用原子炉の基數   | （二）発電用原子炉の基數                 | （一）発電用原子炉の基數               |
| あつてまでの工事で増加の数  | あつてまでの工事で増加の数                | あつてまでの工事で増加の数              |



(昭和四十年政令第一号のものを除く。)  
百六号) 第四十七条であつて、電圧十七  
第三項の表第十三号万ボルト以上のもの  
に規定する需要設備の設置(中欄に掲げ  
をいう。(以下同じ。)るもの及びガス遮断  
と電気的に接続する器又はガス遮断器以  
ためのものを除く。)外の遮断器に替え、  
であつて、電圧三十ガス遮断器を設置す  
万ボルト以上のものる場合を除く。)  
の設置(ガス遮断器5送電線引出口の  
又はガス遮断器以外遮断器(需要設備と  
の遮断器に替え、ガ電気的に接続するた  
万ボルトを設置するためのものを除く。)  
の場合を除く。)  
6送電線引出口の万ボルト以上のもの  
遮断器(需要設備との改造(中欄に掲げ  
電気的に接続するためのものを除く。)の  
もの)を除く。)であつて、二十分の一セン  
ト(ガス遮断器)以上に接続するもの  
の遮断器に替えて、ガ電気的に接続するた  
万ボルトを設置するためのものを除く。)  
の場合を除く。)  
7遮断器であつて、電気工作物をいう。  
電流の変更を伴うも事業法第二条第一項  
の周波数低下による事(需要設備を除く。)  
故の拡大を防止すると電気的に接続する  
ために設置するための遮断器であつて  
のうち電気事業(電気工作物をいう。)  
事業法第二条第一項第十六号に規定す  
る電気事業をいう。)  
の用に供する電圧三  
十万ボルト以上のもの  
の設置  
8改造であつて、  
次に掲げるもの  
(一)常用電源設備  
の基本設計方針、適  
用基準又は適用規格  
の変更を伴うもの

|     |   | (5) 浸水防護施設  |  | (4) 水災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの               |   | (3) 改造であつて、次に修理であつて、外郭設備又は内郭浸水防護設備は区画構造物又は区画排水設備に係るものに影響を及ぼすもの |   |
|-----|---|---|--|--|---|--|---|
|     |   | (1) 外郭浸水防護設備に係るもの   |  | (2) 内郭浸水防護設備                             |   | (3) 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの                           |   |
|     |   | (4) 浸水防護施設に係る工事の方法の変更を伴うもの  |  | (5) 改造であつて、次に修理であつて、燃料貯蔵設備に係るものに影響を及ぼすもの |   | (6) 補機駆動用燃料設備(非常用電源)の修理であつて、燃料貯蔵設備に係るものに影響を及ぼすもの               |   |
|     |   | (7) 非常用取水設備(非常用電源)の修理であつて、非常用取水設備に係るものに影響を及ぼすものの性能又は強度に修理であつて、敷地内土木構造物に係るものに影響を及ぼすものの性能又は強度に修理であつて、敷地内土木構造物に係るものに影響を及ぼすもの | (8) 敷地内土木構造物の修理であつて、敷地内土木構造物に係るものに影響を及ぼすもの | (9) 緊急時改掲するもの                            |   |  |   |
| 対策所 | 改 | 改   | 改  | 改  | 改 | 改  | 改 |

| 別表第二<br>(第九条、第十二条関係)                |         | 機能の変更を伴うもの                          |           |
|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|-----------|
| （1）緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの |         | （2）緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの |           |
| （3）緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの           |         |                                     |           |
| 共設炉原電各<br>通に施子用發                    | 子原用電發 1 | 類の施設原一<br>般事載記                      | 発電記載すべき事項 |

るす載記に別炉子原用電波数及び出力の設施炉子原用電発 2 ところす載記を字村町区市郡県道

|    |               |        |                          |                          |   |   |   |
|----|---------------|--------|--------------------------|--------------------------|---|---|---|
| 書類 | 発電用原子炉施設の熱精算図 | 熱出力計算書 | 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 | 排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書 | 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 | 耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書(自然現象への配慮に関する説明を含む) | 放射性物質による汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域)のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路 |
|----|---------------|--------|--------------------------|--------------------------|---|---|---|

二〇二

|  |                    |
|--|--------------------|
| 監視設備及び放<br>射性物質を含む<br>排水を安全に処<br>理する設備の配<br>置の概要を明示<br>した図面  | 書                  |
| 設備別記載事項  | 取水口及び放水<br>口に関する説明 |
| のうち、容量又<br>は注入速度、最<br>高使用圧力、最<br>高使用温度、再<br>結合効率、加熱<br>面積、伝熱面積、<br>揚程又は吐出圧<br>力、原動機の出<br>力、外径、閉止<br>時間、漏えい率、<br>制限流量、落下<br>速度、駆動速度<br>及び挿入時間、<br>効率、吹出圧力、<br>慣性定数、回転<br>速度半減時間、<br>慣性モーメント、<br>設定破裂圧力並<br>びに設計温度の<br>設定根拠に関する<br>説明書 | 書                  |
| 環境測定装置<br>(放射線管理用計<br>測装置に係るも<br>のを除く)の構<br>造図及び取付箇<br>所を明示した図<br>面  | 書                  |
| 炉心支持構造物<br>の応力腐食割れ<br>対策に関する説<br>明書  | 書                  |
| 安全設備 (研開<br>炉技術基準規則<br>第二条第二項する<br>九号に規定する)  | 書                  |

|   |  |
|---|--|
| 安全設備をいう<br>こと及び重大事故<br>等対処設備(研<br>究開発設備を除く)<br>の規定する重大事<br>故等対処設備を<br>いう。)が使用さ<br>れる条件の下に<br>おける健全性に<br>に関する説明書 | 準規則第二条第<br>二項第十四号に<br>規定する重大事<br>故等対処設備を<br>いう。)が使用さ<br>れる条件の下に<br>おける健全性に<br>に関する説明書            |
| 発電用原子炉施<br>設の溢水防護に<br>関する説明書  | 発電用原子炉施<br>設の溢水防護に<br>関する説明書   |
| 発電用原子炉施<br>設の蒸気タービ<br>ン、ポンプ等の<br>損壊に伴う飛散<br>物による損傷防<br>護に関する説明<br>書   | 発電用原子炉施<br>設の蒸気タービ<br>ン、ポンプ等の<br>損壊に伴う飛散<br>物による損傷防<br>護に関する説明<br>書                              |
| 通信連絡設備に<br>関する説明書及<br>び取付箇所を明<br>示した図面  | 通信連絡設備に<br>関する説明書及<br>び取付箇所を明<br>示した図面   |
| 安全避難通路に<br>関する説明書及<br>び安全避難通路<br>を明示した図面  | 安全避難通路に<br>関する説明書及<br>び安全避難通路<br>を明示した図面   |
| 非常用照明に關<br>する説明書及び<br>取付箇所を明示<br>した図面   | 非常用照明に關<br>する説明書及び<br>取付箇所を明示<br>した図面  |
| ナトリウム漏え<br>いによる物理的<br>又は化学的影響<br>を抑制する措置<br>に関する説明書、<br>建物内に敷設す<br>るライニング設<br>備の敷設範囲及<br>び圧力開放ダン                | ナトリウム漏え<br>いによる物理的<br>又は化学的影響<br>を抑制する措置<br>に関する説明書、<br>建物内に敷設す<br>るライニング設<br>備の敷設範囲及<br>び圧力開放ダン |

体炉原本

|   |  |  |
|---|--|--|
| 事項  | ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の強度に関する説明書   |  |
|   | 構造図  | 耐震性に関する説明書   |
| 1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（トップラ係数、燃料温度係数、構成材温度係数、冷却材温度係数、炉心支持板温度係数及び出力係數） | 原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎的状況を明示した図面  | 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書  |
| 2 炉心に係る次の事項   | （1）炉心形状、燃料集合体数（燃料の種類ごとに記載すること。）付箇所を明示し、炉心燃料領域高さ、炉心燃料領域等価直徑、軸方向ブランケット等の別に記載すること。） | 原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書  |
| 3 燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量（初装荷及び取替えの別に記載すること。）         | （2）燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別に記載すること。）  | （3）核的・熱的制限値（反応度停止余裕、制御棒のうち調整棒による最大反応度添加率、出力係数、燃料材の最高温度及び炉心燃料集合体の被覆管最高温度（肉厚中心）） |
| 4 反射材の名称、種類、主要寸法及び材料類（初装荷及び取替えの別に記載すること。）                               |  |  |
| び個数   |  |  |

バの配置を明示  
した図面

5 炉心支持構造物に係る次の事項

- (1) 炉心槽の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (2) 上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (3) 支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (5) 炉内構造支持構造物の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (6) 据付ボルトの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (7) 上部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (8) 下部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (9) 連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (10) 連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

## 5 爐心支持構造物に係る次の事項

核  
燃  
料  
物

|     |  |
|-----|--|
| 6   | 原子炉容器に係る次の事項   |
| (1) | 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所 |
| (2) | 原子炉容器支持構造物に係る次の事項  |
| （3） | 支持構造物の名稱、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数                                 |
| （4） | 基礎ボルトの名稱、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数                                 |
| （5） | 原子炉容器付属構造物に係る次の事項<br>イ 遮蔽ブレーグの名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  |
| （6） | 炉心上部機構上板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数                       |
| （7） | 炉心上部機構制御棒上部案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数                 |
| （8） | 原子炉本体に係る次の事項   |
| 1   | 燃料取扱設備に係る核燃料物質の取扱施設及び貯蔵  |

|  |  |
|--|--|
| (1) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の配置を明示する。                                      | 施設に係る機器  |
| (2) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器に係る図面及び系統図。                                    | 名称、種類、容量、主圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。 |
| イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)。                           | 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。                           |
| ロ ポンプの名称、種類、容量、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)。                            | 强度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。                            |
| ハ 容器の名称、種類、容量、最高使用温度、主圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。 | 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。                           |
| ニ ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。                        | 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。                           |
| オ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。                | 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。                           |
| カ 施設に係る機器の配置を明示する。   | 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。                           |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| (1) 新燃料貯蔵庫(仮貯蔵庫を含む)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。 | 槽の水深及び炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |
| (2) 新燃料貯蔵設備に係る次の事項。  | 槽の水深及び炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |
| (1) 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項。  | 槽の水深及び炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |
| (2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書。                        | 槽の水深及び炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |
| 3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項。  | 槽の水深及び炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |

|  |                            |
|--|----------------------------|
| (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用温度、主圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。  | 炉施設にあってはブル水冷却浄化系設備に係る次の事項。 |
| (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。 | 炉施設にあってはブル水冷却浄化系設備に係る次の事項。 |
| オ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。                  | 炉施設にあってはブル水冷却浄化系設備に係る次の事項。 |
| カ 施設に係る機器の配置を明示する。   | 炉施設にあってはブル水冷却浄化系設備に係る次の事項。 |

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| (1) 炉外燃料貯蔵設備に係る次の事項。   | 炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |
| (2) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の新燃料貯蔵設備、取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。 | 炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |
| オ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬の別に記載すること)。                      | 炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |
| カ 施設に係る機器の配置を明示する。   | 炉外燃料貯蔵設備の遮蔽プラグの遮蔽能力に関する説明書。 |

|   |  |
|---|--|
| 力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料及び個数<br>（2）炉外燃料貯蔵槽<br>冷却設備に係る次の<br>事項   | ハ、時蔵ラックの名<br>称、種類、容量、最高<br>使用圧力、最高使用溫<br>度、主要寸法、材料及<br>び個数                                     |
| イ、熱交換器の名称、<br>種類、容量、最高使用<br>圧力（管側及び胴側の<br>別に記載すること。）、<br>最高使用溫度（管側及<br>び胴側の別に記載する<br>こと。）、伝熱面積、主<br>要寸法、材料、個数及<br>び取付位置 | ロ、ポンプの名称、種<br>類、容量、揚程又は叶<br>出圧力、最高使用圧<br>力、最高使用溫度、主<br>要寸法、材料、個数及<br>び可搬型の別に記載す<br>ること。）       |
| ハ、容器の名称、種<br>類、容量、最高使用压<br>力、最高使用溫度、主<br>要寸法、材料、個数及<br>び取付箇所（常設及び<br>可搬型の別に記載する<br>こと。）                                 | 二、送風機の名称、種<br>類、容量、主要寸法、<br>個数及び取付箇所並び<br>に原動機の種類、出<br>力、個数及び取付箇所並び<br>に常設及び可搬型の別<br>に記載すること。） |
| ホ、主要弁の名称、種<br>類、最高使用圧力、最<br>高使用溫度、主要寸<br>法、材料、駆動方法、   |  |

個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

～主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること。）

(3) 炉外燃料貯蔵装置  
補助ナトリウム設備に係る次の事項  
イ、熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主寸法、材料、個数及び取付位置  
ロ、ポンプの名称、種類、容量、揚程又は叶出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。  
ハ、容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。  
二、過濾装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。  
ホ、主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最

（高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

（4）炉外燃料貯蔵装置  
（5）ナトリウム機器

（6）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を明記すること）。

（7）アルゴンガス設備に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ロ ガス過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ハ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること）。

（8）内包する区域の換気設備（放射線管理施設に属する換気設備を除く。）に係る次の事項

設統却炉原  
施系洽子

|  |  |
|--|--|
| (3) ポンプの名称、動作範囲に<br>種類、容量、揚程又は<br>吐出圧力、最高使用圧<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料、個数及<br>び取付箇所並びに原動<br>機の名称、種類、出<br>力、個数及び取付箇所<br>(常設及び可搬型の別<br>に記載すること。) | 記載すること)、伝熱<br>面積、主要寸法、材<br>料、個数及び取付位置                                |
| (4) 容器の名称、種<br>類、容量、最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料、個数及<br>び取付箇所(常設及び<br>可搬型の別に記載する<br>こと。)  | 蒸気発生器、一<br>次主冷却系中間<br>冷却材の温度及び流量<br>蒸気発生器ナトリ<br>ウム側の二次冷却材の<br>温度及び流量 |
| (5) 主要弁の名称、<br>種類、最高使用圧力、<br>最高使用温度、主要寸<br>法、材料、駆動方法、<br>個数及び取付箇所<br>及び材料<br>及び酸素濃度  | 気タービンの基<br>礎に関する説明<br>書及びその基礎<br>の状況を明示し<br>た図面                      |
| (6) 主配管の名称、<br>最高使用圧力、最高使<br>用温度、外径、厚さ及<br>び材料<br>5 二次冷却材の種類   | 温<br>度変動による損<br>傷の防止に関する<br>説明書                                      |
| (1) 二次冷却系の系<br>(2) 热交換器の名<br>称、種類、容量、最<br>大側の別に記載する<br>こと)、最高使用温度<br>(管側及び胴側の別に  | る説明書   |

記載すること)、(伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置  
(3) ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の名称、種類、出力及び個数  
(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、要寸法、材料及び個数  
(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、要寸法、材料及び個数及び取付箇所  
(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及  
び材料  
(7) 圧力開放板の名称、種類、型式、設定破裂圧力、個数及び取付箇所  
(8) 緊急ドレンに使用する主要弁に設置する予熱設備の名称、種類及び最低予熱温度  
9 助冷却設備に係る次の事項  
(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置  
(2) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、並びに動力、個数及び取付箇所

|     |   |
|-----|---|
| 所   | (常設及び可搬型の<br>別に記載すること。)   |
| (3) | 主要弁の名称、<br>種類、最高使用圧力、<br>最高使用温度、主要寸<br>法、材料、駆動方法、<br>個数及び取付箇所   |
| (4) | 主配管の名称、<br>最高使用圧力、最高使<br>用温度、外径、厚さ及<br>び材料  |
| (5) | 冷却塔又は冷却<br>池の種類、容量、入口<br>及び出口の冷却水標準<br>温度、設計外気温度、<br>主要寸法、個数並びに<br>取付箇所(常設及び可<br>搬型の別に記載するこ<br>と)。                  |
| 10  | 一次ナトリウム<br>補助設備に係る次<br>の事項  |
| (1) | 熱交換器の名<br>称、種類、容量、最高<br>使用圧力(管側及び胴<br>側の別に記載するこ<br>と)、最高使用温度<br>(管側及び胴側の別に<br>記載すること)、伝熱<br>面積、主要寸法、材<br>料、個数及び取付位置 |
| (2) | ポンプの名称、<br>種類、容量、揚程又は<br>吐出圧力、最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料及び個数<br>並びに原動機の種類、<br>出力及び個数                             |
| (3) | 容器の名称、種<br>類、容量、最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料及び個数   |
| (4) | ろ過装置の名<br>称、種類、容量、最高<br>使用圧力、最高使用温<br>度、主要寸法、材料及<br>び個数   |

|     |  |
|-----|--|
| (5) | 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所        |
| (6) | 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料                       |
| 11  | 二次ナトリウム補助設備に係る次の事項                                   |
| (1) | ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主尺法、材料及び個数       |
| (2) | 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主尺法、材料及び個数                 |
| (3) | 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数               |
| (4) | 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所        |
| (5) | 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料                       |
| 12  | 一次アルゴンガス系設備に係る次の事項                                   |
| (1) | 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、並びに原動機の種類、出力及び個数 |
| (2) | 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び個数                  |

|   |
|---|
| 力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料及び個数  |
| (3) ろ過装置の名<br>称、種類、容量、最<br>高使用圧力、最高使<br>用温度、主要寸法、<br>材料及び個数       |
| (4) 主要弁の名称、<br>種類、最高使用圧力、<br>最高使用温度、主要寸<br>法、材料、駆動方法、<br>個数及び取付箇所 |
| (5) 主配管の名称、<br>最高使用圧力、最高使<br>用温度、外径、厚さ及<br>び材料                    |
| 13 一次アルゴンガ<br>ス系設備に係る次の<br>事項                                     |
| (1) 圧縮機の名称、<br>種類、容量、吐出圧<br>力、主要寸法及び個数<br>並びに原動機の種類、<br>出力及び個数    |
| (2) 容器の名称、種<br>類、容量、最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料及び個数             |
| (3) ろ過装置の名<br>称、種類、容量、最<br>高使用圧力、最高使<br>用温度、主要寸法、材<br>料及び個数       |
| (4) 主要弁の名称、<br>種類、最高使用圧力、<br>最高使用温度、主要寸<br>法、材料、駆動方法、<br>個数及び取付箇所 |
| (5) 主配管の名称、<br>最高使用圧力、最高使<br>用温度、外径、厚さ及<br>び材料                    |
| 14 メンテナンス冷<br>却系設備に係る次の<br>事項                                     |
| (1) 热交換器の名<br>称、種類、容量、最高  |

(2) ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主尺寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、面積、主要寸法、材料及び個数

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主尺寸法、材料及び個数

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主尺寸法、材料及び個数

(5) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

15 ナトリウム機器を内包する区域の換気設備(放射線管理施設に属する換気設備を除く。)に係る次の事項

(1) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の種類並びに原動機の種類等)、並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の種類等)、並びに記載すること。

(3) ラインング設備の名称、種類、設計寸法、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の種類等)、並びに記載すること。

(4) 水冷却型原子炉施設については原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽油設備)に係る次の事項

(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置(管側及び胴側の別に記載すること)。

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

|   |  |
|---|--|
| (6) 主配管の名称、個数及び取付箇所                                 | 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料                            |
| 1-8 機器冷却系設備に係る次の事項                                  |  |
| (1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)。          | （1）熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)。          |
| (2) ポンプの名称、面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置                      | （2）ポンプの名称、面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置                      |
| (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主 要寸法、材料及び個数          | （3）容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主 要寸法、材料及び個数          |
| (4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸 法、個数及び取付箇 所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 | （4）送風機の名称、種類、容量、主要寸 法、個数及び取付箇 所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 |
| (5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所   | （5）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所   |
| (6) 主配管の名称、   | （6）主配管の名称、   |
| 最高使用圧力  | 最高使用圧力   |

|  |   |
|--|---|
| 用<br>度、外<br>径、厚<br>さ及<br>び材<br>料   | 施設<br>(蒸気タービンに<br>係るものを除く。)の<br>基本設計方針、適用基<br>準及び適用規格 |
| 19 原子炉冷却系統<br>施設   | 原子炉冷却系統<br>施設 (蒸気タービンに<br>係るものを除く。)に<br>係る工事の方法       |
| 20 原子炉冷却系統<br>施設 (蒸気タービンに<br>係るものを除く。)の<br>重水減速沸騰軽水冷却<br>型原子炉施設に係るも<br>の (蒸気タービンに係<br>るものを除く。)にあ<br>つては、次の事項 | 原子炉冷却系統<br>施設 (蒸気タービンに<br>係るものを除く。)に<br>係る工事の方法       |

|  |  |
|--|--|
| 冷却に用いるものを含<br>む。)の名称、最高使<br>用圧力、最高使用温<br>度、外径、厚さ及び<br>材料   | 水設備に係る次の事項<br>(1) ポンプの名称、<br>種類、容量、揚程又は<br>吐出圧力、最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法、材料及び個数<br>並びに原動機の種類、<br>出力及び個数  |
| 2 原子炉補機冷却海<br>水設備に係る次の事項<br>(1) ポンプの名称、<br>種類、冷卻水温<br>度、冷氣面積及び材<br>料、空氣抽出器、復水<br>ポンプ及び冷卻水ポン<br>プの種類、容量及び<br>個数   | イ イ<br>種類、冷卻水温<br>度、冷氣面積及び材<br>料、空氣抽出器、復水<br>ポンプ及び冷卻水ポン<br>プの種類、容量及び<br>個数   |
| 2 蒸気タービンの附<br>屬設備に係る次の事項<br>(1) 冷却塔又は冷却<br>池の種類、容量、入口<br>及び出口の冷却水標準<br>温度、設計外気温度、<br>主導寸法並びに個数<br>(2) 熱交換器 (湿分<br>離器を含む。)に係<br>る次の事項<br>(3) 蒸気タービンの附<br>屬設備に係る次の事項<br>(1) 制御装置に係るも<br>のを除く。)にあっては、<br>統図 | 2 蒸気タービンの附<br>屬設備に係る次の事項<br>(1) 冷却塔又は冷却<br>池の種類、容量、入口<br>及び出口の冷却水標準<br>温度、設計外気温度、<br>主導寸法並びに個数<br>(2) 熱交換器 (湿分<br>離器を含む。)に係<br>る次の事項<br>(3) 蒸気タービンの附<br>屬設備に係る次の事項<br>(1) 制御装置に係るも<br>のを除く。)にあっては、<br>統図 |

|  |  |
|--|--|
| 常調速装置の種類並び<br>に調速装置で制御され<br>る主要弁の種類、駆動<br>方法及び個数 | (3) 調速装置及び非<br>調速装置に係る次の事<br>項<br>(4) 復水器に係る次<br>の事項<br>イ イ<br>種類、冷却水温<br>度、冷氣面積及び材<br>料、空氣抽出器、復水<br>ポンプ及び冷卻水ポン<br>プの種類、容量及び<br>個数 |
| 3 蒸気タービンの基<br>本設計方針、適用基準<br>及び適用規格               | 3 蒸気タービンの基<br>本設計方針、適用基準<br>及び適用規格   |
| 4 蒸気タービンに係<br>る工事の方法                             | 4 蒸気タービンに係<br>る工事の方法   |

| 施<br>設<br>系<br>統<br>計<br>制<br>御<br>測   |  |
|--|--|
| 外<br>径、厚<br>さ及<br>び材<br>料<br>(常設及び可搬型の別<br>に記載し、可搬型の場<br>合は取付箇所を付記す<br>ること。)<br>ロ 蒸気だめ、ドレン<br>タンクの最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法及び材料<br>ハ 安全弁及び逃がし<br>弁の種類、吹出圧力、<br>吹出量、個数及び取付<br>箇所 | 外<br>径、厚<br>さ及<br>び材<br>料<br>(常設及び可搬型の別<br>に記載し、可搬型の場<br>合は取付箇所を付記す<br>ること。)<br>ロ 蒸気だめ、ドレン<br>タンクの最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法及び材料<br>ハ 安全弁及び逃がし<br>弁の種類、吹出圧力、<br>吹出量、個数及び取付<br>箇所 |
| 3 蒸気タービンの基<br>本設計方針、適用基準<br>及び適用規格   | 3 蒸気タービンの基<br>本設計方針、適用基準<br>及び適用規格   |
| 4 蒸気タービンに係<br>る工事の方法   | 4 蒸気タービンに係<br>る工事の方法   |
| 5 施設系統計制御測   | 5 施設系統計制御測   |

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| 設及び可搬型の別に記載すること。)                              | 計測制御系統図                       |
| (4) 主要弁の名称、付箇所を明示し、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) | 法、材料、駆動方法、動作範囲及び警報            |
| 最高使用温度、主要寸法、材料及び可搬型の別に記載すること。                  | 種類、最高使用圧力、た団面並びに計             |
| 最高使圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び取付箇所を記載すること。               | 最高使用温度、主要寸法、材料及び可搬型の別に記載すること。 |
| (5) 主配管の名称、付箇所を明示し、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) | 信号の作動回路                       |
| 材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)         | 信号の作動回路                       |
| 2 計測制御系統施設                                     | の説明図及び設定値の根拠に関する説明書           |
| 3 計測制御系統施設                                     | 信号の起動(作動)回路の説明                |
| 4 計測制御系統施設                                     | 信号の起動(作動)回路の説明                |
| 5 計測制御系統施設                                     | 信号の起動(作動)回路の説明                |
| 6 計測制御系統施設                                     | 信号の起動(作動)回路の説明                |
| 7 計測制御系統施設                                     | 信号の起動(作動)回路の説明                |
| 8 計測制御系統施設                                     | 信号の起動(作動)回路の説明                |

|                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 事項             | 制御棒の位置の制御方法              |
| (1) 制御方法       | 一次冷却材温度の制御方法、一次冷却材流量の制御方 |
| (2) 制御材に係る次の事項 | 並びに安全保護系等                |
| (3) 原子炉容器本体    | の制御方法                    |
| 内での液位を計測する装置   | 並びに安全保護系等                |

|                |  |
|----------------|--|
| 事項             | 制御棒の位置の制御方法  |
| (1) 制御方法       | 一次冷却材の酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) |
| (2) 制御材に係る次の事項 | 一次冷却材の酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) |
| (3) 原子炉容器本体    | 一次冷却材の酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) |

|                |  |
|----------------|--|
| 事項             | 制御棒の位置の制御方法  |
| (1) 制御方法       | 一次冷却材の酸素濃度を計測する装置の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) |
| (2) 制御材に係る次の事項 | 二次格納施設及び可搬型の別に記載すること。  |
| (3) 原子炉容器本体    | 二次格納施設及び可搬型の別に記載すること。  |

せる設備（以下「工学的 安全施設等」といいう。）の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び工学的安全施設等の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の作動信号を発信させない条件

9 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には取付箇所を付記すること。）

## 設棄の棄性放 施廢物廢射

|  |  |
|--|--|
| 度、主要寸法、材料及<br>び個数  | 構造図<br>排気筒の基礎に<br>関する説明書及<br>びその基礎の状<br>況を明示した図<br>面（自立型のも<br>のに限る。）   |
| (5) 主配管の名称、<br>最高使用圧力、最高使<br>用温度、外径、厚さ及<br>び材料   | （6）廃棄物貯蔵庫の<br>名称、種類、容量、主<br>要寸法及び材料<br>2 気体、液体又は固<br>体廃棄物処理設備に係<br>る次の事項（機器があ<br>る処理能力を發揮する<br>場合、その装置の射性物質の散逸<br>とならないたった装置を構成す<br>る場合は、その装置の射性物質の散逸<br>ことを目的として一体<br>固体廃棄物処理<br>とされた設備における放<br>射性物質の散逸<br>漏えい防止に関する説<br>明書 |
| (1) 热交換器の名<br>称、種類、容量、最高<br>使用圧力（管側及び胴<br>側の別に記載するこ<br>と）、最高使用温度<br>(管側及び胴側の別に<br>記載すること)、伝熱<br>面積、主要寸法、材料<br>及び個数   | 放射性廃棄物運<br>搬用容器の放射<br>線遮蔽材の放射<br>線の遮蔽及び熱<br>流体状の放射性<br>廃棄物の漏えい<br>の検出装置及び<br>自動警報装置の<br>構成に関する説<br>明書、検出器の<br>取付箇所を明示<br>した図面並びに<br>計測範囲及び警<br>報動作範囲に関<br>する説明書  |
| (2) ポンプの名称、<br>種類、容量、揚程又は<br>吐出圧力（真空ポンプ<br>については到達真空<br>度）、最高使用圧力、<br>最高使用温度、主要寸<br>法、材料及び個数並び<br>に原動機の種類、出力<br>及び個数 | （3）圧縮機の名称、<br>種類、容量、吐出压<br>力、主要寸法及び個数<br>並びに原動機の種類、<br>出力及び個数  |
| (4) 容器の名称、種<br>類、容量、最高使用压<br>力、最高使用温度、主<br>要寸法及び個数<br>要寸法、材料及び個数   |  |

並びに漏えい防止のための制御方法

(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器(放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(液体が液体の場合にあっては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び

(6) 固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主生要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料の種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(7) 眇藏槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(8) ろ過装置の名称、種類、最高使用温度、主要寸法及び個数

(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法

さ及び材料  
 個数及び取付箇所  
 (11) 送風機の名  
 称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び高使用温度、外径、厚さ  
 (10) 主配管の名  
 称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ  
 個数  
 (12) 排風機の名  
 称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数  
 (13) プロワの名  
 称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数  
 (14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち  
 (1) から (13) までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数  
 (15) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数  
 (16) 排気筒の名  
 本体外に設置される流体の他の設備に係る次の事項  
 (1) 原子炉格納容器  
 こと。

法、材料、駆動方法、  
個数及び取付箇所  
(10) 主配管の名

体状の放射性廃棄物  
(気体状のものを除く。  
以下同じ。) を内包す

|    |  |
|----|--|
| 規格 | <p>(2) 原子炉格納容器<br/>本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流出状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰(放射性廃棄物運搬用容器)があつては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する止(設備)の名称、主要な手法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料</p> <p>4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備から漏出する廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数</p> <p>5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用</p> |
|----|--|

設理線放  
施管射

| 6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法 |   | 放射線管理用計測装置に係る機器（放<br>射線管理用計測装置を有する場合、その動作範囲を付記すること。） |                               |
|-----------------------|---|--|-------------------------------|
| 1 放射線管理用計測装置に係る次の事項   | （1） プロセスモニタリング設備に係る次の事項   | 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書                                 | 放射線管理用計測装置を除く。）の配置を示した図面及び系統図 |
| 事項                    | イ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出される排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び監視・記録の場所を付記すること。）及び個数 | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |
| 事項                    | （2） エリアモニタリング設備に係る次の事項  | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |
| 事項                    | イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数                          | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |
| 事項                    | （3） 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数                       | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |
| 事項                    | ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の   | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |
| 事項                    | （4） 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書  | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |
| 事項                    | （5） 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書  | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |
| 事項                    | （6） 説明書   | 測装置の構成に関する説明書  | 配置を示した図面及び系統図                 |

別を記載し、監視・記録の場所を付記する。」  
と。) 及び個数

び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項

(1) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所に記載すること。）

(3) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) フィルター（公衆の放射線障害の防止者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、最高使用温度、流入率

類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 放射線管理施設に係る工事の方法

ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項

(1) プロセスマニタリング設備に係る次の事項

イ 原子炉格納容器本体の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）

ロ 二次主冷却材中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）

及び個数

### 設 納 炉 原 施 格 子

2 生体遮蔽装置（原子炉本体遮蔽、一次主冷却系遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、外部遮蔽、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

3 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 放射線管理施設に係る工事の方法

ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 原子炉格納容器に係る次の事項

(1) 原子炉格納容器の名称、種類、耐震性に係る機器の配置を明示した図面及び系統図

視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ 一次アルゴンガス設備設置室内的放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）

と。）及び個数

(3) エアロゾックの名する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明書及びその説明書及びその基礎の状況を明示した図面）

2 二次格納施設に係る次の事項

(1) 外周コンクリート壁の名称、種類、主導管貫通部、電気配線の高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(2) アニユラスシールの名称、種類、設計要寸法及び材料

（3）エアロゾックの名する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明書及びその説明書及びその基礎の状況を明示した図面）

3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項

(1) 真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(2) 原子炉格納施設換気空調設備及び窒素供給設備に係る次的事項

イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別を記載すること。）

ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）

最高使用温度（管側及び構造図）

原 子 炉 格 納 施 設

構 造 図

設 計 條 件 に 関 す る

び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主  
要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び  
可搬型の別に記載すること。）  
ハボンブの名称、種類、容量、揚程又は吐  
出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主  
要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動  
機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに原動  
機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及  
び可搬型の別に記載すること。）  
ニ圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、  
主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の  
種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び  
可搬型の別に記載すること。）  
ホ加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧  
力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及  
び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載する  
こと。）  
ト蒸発器の名称、種類、容量、最高使用压  
力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及  
び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載する  
こと。）  
チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用压

力、最高使用温度、主  
要寸法、材料、個数及  
び取付箇所（常設及び  
可搬型の別に記載する  
こと。）  
リ、主要弁の名称、種  
類、最高使用圧力、最  
高使用温度、主要寸  
法、材料、駆動方法、  
個数及び取付箇所（常  
設及び可搬型の別に記  
載すること。）  
ヌ、主管の名称、最  
高使用圧力、最高使用  
温度、外径、厚さ及び  
材料（常設及び可搬  
型の別に記載し、可搬  
型の場合は、取付箇所を  
付記すること。）  
ル、再結合装置の名  
称、種類、容量、最高  
使用圧力、最高使用温  
度、再結合効率、主要  
寸法、材料、個数及び  
取付箇所並びに電熱器  
の名称、種類、容量、  
個数及び取付箇所（常  
設及び可搬型の別に記  
載すること。）  
ヲ、プロワの名称、種  
類、容量、主要寸法、  
個数及び取付箇所並び  
に原動機の種類、出  
力、個数及び取付箇所  
(常設及び可搬型の別  
に記載すること。)  
ワ、送風機の名称、種  
類、容量、主要寸法、  
個数及び取付箇所並び  
に原動機の種類、出  
力、個数及び取付箇所  
(常設及び可搬型の別  
に記載すること。)  
カ、排風機の名称、種  
類、容量、主要寸法、  
個数及び取付箇所並び  
に原動機の種類、出

ヨ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
（3）圧力逃がし装置に係る次の事項  
イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所  
二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）  
ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を

# 備 源 用 非 1 施 附 炉 原 電 他 そ 設 電 常 設 屬 の 子 用 発 の

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 1 常用電源設備との切換方法   | 非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 |
| 2 非常用発電装置に係る次の事項   | 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書        |
| (1) ガススターバインに係る次の事項  | 燃料系統図                       |
| イ ガススターバインの種類、出力、入口及び出入口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険度、排出ガス量、個数並びに取付箇所(構造図) | 耐震性に関する説明書                  |
| ロ 主要な管の主要寸法及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること)。                        | 安全弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る)。      |
| ハ 調速装置及び非常調速装置の種類  | 構造図                         |
| ニ ガススターバインに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(二                                  |                             |

|   |
|---|
| 次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） |
| ホガスターービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項  |
| 1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                       |
| 2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、容量、吐出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                         |
| 3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                           |
| 4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                                   |
| 5 空気冷却器に係る次の事項  |
| 1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                   |
| 2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料、部材、ガスターービンに附属する管に係る次の事項                                     |

|  |
|--|
| 1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）                                     |
| 2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  |
| 3 内燃機関に係る次の事項  |
| イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  |
| ロ 内燃機関に附屬する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  |
| ハ 内燃機関に附屬する冷卻水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  |
| （4）燃料設備に係る次の事項   |
| イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                                    |
| （5）発電機に係る次の事項  |
| イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、電力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線方法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                            |
| （6）冷却設備に係る方法   |
| イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、冷却設備に係る最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） |

|  |
|--|
| ニ 内燃機関に附屬する空気圧縮設備に係る次の事項   |
| 1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                                      |
| 2 空気だめの安全弁の名称、種類、容量、吹出圧力、吹出量、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）   |
| 3 壓縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、吹出量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                                  |
| （4）燃料設備に係る次の事項   |
| イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                                    |
| （5）発電機に係る次の事項  |
| イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、電力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線方法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                            |
| （6）冷却設備に係る方法   |
| イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、冷却設備に係る最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） |

|  |
|--|
| ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）                                   |
| （5）発電機に係る次の事項  |
| イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、電力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線方法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）                            |
| （6）冷却設備に係る方法   |
| イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、冷却設備に係る最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） |

ハ ろ過装置の名称、種類、容量、主要寸法、圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
二 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を記載すること。）  
ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに記載すること。  
チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ト 個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項

2 常用電源設備

|   |
|---|
| (1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所に記載すること。)  |
| (2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)   |
| 4 非常用電源設備の係る工事の方法   |
| 5 非常用電源設備に係る工事の方法   |
| 1 発電機に係る次の事項  |
| (1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、耐震性にに関する相、周波数、回転速度、励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常電磁誘導電圧計用及び予備の別に記載すること)。              |
| (2) 保護継電装置の種類、原動機との連結方法   |
| 2 變圧器に係る次の事項  |
| (1) 變圧器の種類、容量、電圧(一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること)、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあつ |

ラボ補助

|   |  |                         |
|---|--|-------------------------|
| （2）保護継電装置の種類  |  | 3 遮断器に係る次の事項            |
| （1）遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所                    |  |                         |
| （2）保護継電装置の種類  |  |                         |
| 4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格                            |  |                         |
| 5 常用電源設備に係る工事の方法                                      |  |                         |
| 1 补助ボイラーの種類、最大蒸発量、最高附屬する主配管使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量及び個数 |  | 補助ボイラーに属する燃料系統図         |
| 2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積                       |  | 水循環系統図                  |
| 3 節炭器の伝熱面積強度に関する説明書                                   |  | 明示した図面及び系統図             |
| 4 胸、管寄せ及び管構造図   |  | 明書                      |
| 5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所                            |  | 補助ボイラーの安全弁の吹出量基礎に関する説明書 |
| 6 助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項                               |  | 制御方法に関する説明書             |
| （1）給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力                           |  | 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）  |
| （2）貯水設備の種類、容量及び個数                                     |  |                         |
| （1）種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度                                 |  |                         |
| 7 补助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項                              |  |                         |
| 度、最高使用圧力（二次側及び二次側の別に                                  |  |                         |

|  |
|--|
| <p>設備防護災4</p> <p>(1) 原油用又は原油<br/>ガスを除く。) 用の別</p> <p>(2) 輸送装置及びバ<br/>イナの種類、容量及<br/>び個数並びに原油及び<br/>原油以外の石油(液化<br/>石油ガスを除く。) の<br/>発熱量</p>  |
| <p>(3) 熱交換器の種類<br/>及び個数</p> <p>1 2 その他の燃料の<br/>燃焼用機器に係る輸送<br/>装置及び燃焼器の種<br/>類、容量及び個数並び<br/>にその他燃料の発熱量</p>  |
| <p>1 3 燃料運搬設備に<br/>係る油の輸送管であつ<br/>て、外径三百ミリメー<br/>トル以上のものの最高<br/>使用圧力、最高使用溫<br/>度、外径、厚さ及び</p>   |
| <p>1 4 燃料貯蔵設備に<br/>係る油タンクの種類、<br/>容量及び個数</p>   |
| <p>1 5 補助ボイラの<br/>基本設計方針、適用基<br/>準及び適用規格</p>   |
| <p>1 6 補助ボイラに<br/>係る工事の方法</p>  |
| <p>2 消火設備に係る次<br/>の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、<br/>種類、容量、揚程又は<br/>吐出圧力、最高使用压<br/>力、最高使用温度、主<br/>要寸法、材料、個数及<br/>び取付箇所並びに原動<br/>機の種類、出力、個数<br/>及び取付箇所(常設及<br/>び可搬型の別に記載す<br/>ること。)</p> |
| <p>図面及び系統図</p>   |

| (2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。) | 5 浸水防護施設   |
|--|--|
| 本設計方針 適用基準及び適用規格   | 1 外郭浸水防護設備による工事の方法   |
| 4 火災防護設備に係る工事の方法   | 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項  |
| 3 火災防護設備の基本設計方針 適用基準及び適用規格   | ① 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る次の事項  |
| 本設計方針 適用基準及び適用規格   | ② 画排水設備に係る次の事項   |
| 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格   | イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること) |
| 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格   | ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)                           |

| 備用燃料設置常設  | 非常用電源設備   | 非常用燃費設備  | 機器動力設置   | 機器動用燃料設備         | 機器動用燃料設備                     | 機器動用燃料設備                     | 機器動用燃料設備                     |
|---|---|--|--|------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| （1）容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及耐震性に関する工事の方法 | （2）貯蔵槽の名称、構造図   | （3）補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格 | （4）可搬型の別に記載すること。                                   | （5）明書            | （6）説明書                       | （7）説明書                       | （8）説明書                       |
| （1）敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び個数                         | （2）敷地内土木構造物（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施するためのものに限る。）の名称、種類、設置場所及び個数 | （3）非常用取水設備に係る工事の方法                                       | （4）取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主寸法、材料及び個数 | （5）非常用取水設備の構造図   | （6）非常用取水設備の配置を明示し、耐震性に関する説明書 | （7）非常用取水設備の配置を明示し、耐震性に関する説明書 | （8）非常用取水設備の配置を明示し、耐震性に関する説明書 |
| （1）燃料貯蔵設備に係る次の事項                                    | （2）燃料貯蔵設備に係る次の事項  | （3）燃料貯蔵設備に係る次の事項   | （4）燃料貯蔵設備に係る次の事項                                   | （5）燃料貯蔵設備に係る次の事項 | （6）燃料貯蔵設備に係る次の事項             | （7）燃料貯蔵設備に係る次の事項             | （8）燃料貯蔵設備に係る次の事項             |

| 器型式証明変更承認通知書の写し   | 置しが逃力圧                             |
|---|------------------------------------|
| 1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。              | 1 新技術の内容を十分に説明した書類                 |
| 2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。                | 2 型式証明を受けた設計図面及び系統図                |
| 3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数  | 3 耐震性に関する説明書                       |
| 4 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及継結している者にあつては、当該契約書の写し)              | 4 強度に関する説明書                        |
| 5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原証明通知書又は特定機動機の種類、出力及器型式証明変更承認通知書の写し           | 5 設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書    |
| 6 フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る)の名称、種類、効率、主要寸法、個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。 | 6 第百一条の購入契約を締結する条件の下における健全性に関する説明書 |
| 7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る製作の方法                                     | 7 申請に係る型式設計特許の出願書                  |
| 8 圧力逃がし装置   | 8 申請に係る型式設計特許の出願書                  |

容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（6）空気冷却器に係る次の事項

イ 種類、入口及び高使用圧力、主要寸法及び材料

（7）ガスターービンに附属する管に係る次の事項

イ 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2 発電機に係る次の事項

（1）発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（2）励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬

型の別に記載すること。)  
(3) 保護継電装置の名称及び種類  
(4) 原動機との連結方法  
3 冷却設備に係る次の事項  
(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）  
○、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）  
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）  
(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）  
(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）  
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高

個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
 (3) 保護絶電装置  
 (4) 原動機との連結方法

3 冷却設備に係る次の事項

(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）に記載すること。

(2) ポンプの名称、寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

| （6）冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）    |  |
|---|--|
| （7）送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） |  |
| （8）排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） |  |
| （9）内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格                        |  |
| （10）無停電電源装置の種類、容量、電圧  |  |
| （11）周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）                         |  |
| （12）無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格                               |  |
| （13）無停電電源装置による製作の方法   |  |

| 電 | 貯                       | 藏               | 裝         | 置           | 貯              | 藏                              | 電                         |
|---|-------------------------|-----------------|-----------|-------------|----------------|--------------------------------|---------------------------|
| 1 | 電力貯蔵装置の新技術の内容を十分に説明した書類 | 種類、容量、電圧、説明した書類 | 主要寸法及び個数  | (常設及び可搬型の別) | 型式証明を受けた設計     | との整合性に関する説明書の写し                | 器型式証明変更承認通知書              |
| 2 | 電力貯蔵装置の耐震性に関する説明書       | 基準及び適用規格        | 强度に関する説明書 | 構造図         | 容量の設定根拠に関する説明書 | 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | 証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し |
| 3 | 電力貯蔵装置に係る製作の方法          | 基本設計方針、適用規格     | 强度に関する説明書 | 構造図         | 容量の設定根拠に関する説明書 | 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | 証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し |

樣式第1

（第59条関係）

かわらけは日本で最も広く使われる言葉である。

- 3 株式会社の組織構造は、経営陣によって組織的機能が発生した結果を「フランク」で説明して記述すること。
- 4 経営陣が組織構造の「裏面」では、経営陣の意図や人間に対する理解過程を示す。組織構造の「裏面」を説明するための言葉を「裏面語」と呼ぶ。
- 5 異文化学習（英語入門）、「英語入門及び「英語の教科書」には、再使用されるための「裏面語」が用いられることが多いと記述すること。
- 6 電子機器の内部構造を説明するときに、部品の「裏面」を示すために、部品の外側が「裏面」で、内側が「前面」として記述すること。
- 7 当社由来として「出で立て」が「出で立て」の教科書について、引取組の名前を記述するときに、引取組の名前を「裏面」で記述すること。
- 8 田舎者に対する蔑称として「裏面」が用いられる。田舎者に対する蔑称として「裏面」が用いられる。田舎者に対する蔑称として「裏面」が用いられる。
- 9 小学校の算数教科書における「裏面」を説明するときに、出で立ての意味を記述すること。
- 10 單子句における「裏面」の意味を説明するときに、その表現を説明すること。

④ 放射性物質の放出量及び濃度（本1）  
⑤ 放射性物質の濃度測定の実験装置

- ### ① 放射性物質の種類別の年間放出

| 規格     | 規定期間の<br>数量(万箱) | 合計箱数<br>(万箱) |    |    |      | 積出し率<br>(%) |
|--------|-----------------|--------------|----|----|------|-------------|
|        |                 | 前月           | 当月 | 増減 | 前年同月 |             |
| 350箱   |                 |              |    |    |      |             |
| 500箱   |                 |              |    |    |      |             |
| 600箱   |                 |              |    |    |      |             |
| 700箱   |                 |              |    |    |      |             |
| 800箱   |                 |              |    |    |      |             |
| 900箱   |                 |              |    |    |      |             |
| 1000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 1900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 2900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 3900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 4900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 5900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 6900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 7900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 8900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9000箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9100箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9200箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9300箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9400箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9500箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9600箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9700箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9800箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 9900箱  |                 |              |    |    |      |             |
| 10000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 10900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 11900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 12900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 13900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 14900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 15900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 16900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 17900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 18900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 19900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 20900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 21900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 22900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 23900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 24900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 25900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 26900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 27900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 28900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 29900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30100箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30200箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30300箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30400箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30500箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30600箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30700箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30800箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 30900箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 31000箱 |                 |              |    |    |      |             |
| 31100箱 |                 | </td         |    |    |      |             |

年間放送管理目標値

- ◎ 放射性物質の濃度の3月間につ

当該年度の減少量

図で申し込た者を除く、) の放射線暴露従事者の 3 月間の被量分布

ム符に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。  
※ ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

(4) 「施設外減量」は、柵設置等のため施設より撤出した荷物体の本数を記載すること。

例) 「使用済燃料貯蔵増設及びサイトバンク」の欄には、原子炉内で放射化された後易揮散性で再使用しないものを対象とし、その数を記載すること。複数

されたもの以外を保管している場合は、「その他」の欄に保管量等を同様に記載すること。

(4) サイトパンカにおける使用客貨機器等の保管量等については、使用済み機器の実際の保管場所に沿うる保管量等と合算して記載すること。サイトパンカを有する他の事業者も、当該合算を実施すること。

(ii) 「タンク等」の欄には、放射性物質等の被覆効果等を認めるため長期間

シタ内に貯蔵するものを記載すること。  
例 「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的な名前とともにそれぞれ

の保管等を同様に記載すること。  
例：廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、燃焼炉

（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体除去物のうち、「放射性廃棄物でない廃棄物」であると発電用原子炉設備者が判断

する初の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による認可を受ける前の段階のものがある場合は、別に標示は不要である。しかし、上記以外の場合は「放射性物質」として

欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない」  
と判断されたもの及び廃棄後「放射性廃棄物として扱う必要のない」  
ものに付する。また、廃棄場所別に上記のように固形状態別に

「いわゆる」は含まない。また、両上部管計画により新たに固体状の放射性核種を新規に保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管場所を同時に事前に記載し、その旨をはりと記載すること。

等を簡体に表記し、その旨を本表として欄外に記載すること。  
4 「放射線疾患既往者の中年分率」について  
(1) 「腰痛」とは、各対象既往者既往者に高齢層にされる放射線疾患既往者

(1) 「機員」とは、発電用原子炉設備者に直接雇用される放射線暴露事業者とすること。  
(2) 「その他」とは、機員以外の放射線暴露事業者とすること。

※ 「その他」とは、施設以外の就労就業事業者とすること。  
 ※ 同一人が2以上の就業事業者にまたがって作業する場合は、1人として記入すること。

(4) 有効数字の取扱いは、「純継量」については小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均継量」については小数点以下2桁を

ハシで小数点以下1桁にし、「平均数量」については小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁とする。「最大数量」については、その評価値を記載すること。

評議會を記載すること。

---

